

薬師寺僧の官位と その補任の様相

はじめに 歴史研究室では、東京大学史料編纂所とも協力して、薬師寺の悉皆的な古文書調査をおこなってきた。その一部は当研究所のホームページでも公開しているが、さらに成果をまとめるには、前近代の薬師寺の組織について、基礎的な事実を把握しておく必要を感じている。そこで薬師寺僧が一般的に昇進していく官位と、その補任のあり方について整理しておきたい。そのために江戸時代後期の史料を3点ほど、24・25頁に掲げておく。

まず、史料1は薬師寺記録文書の第11函12号「官位昇進之記」の前半部分である。冒頭に、弘化3年(1846)に定めた「官銭之定」を書き上げてある。官銭とは、薬師寺僧が官位に補任される際、僧が寺に支払う補任料のことである。ここから、当時の薬師寺僧が補任された官位が判明する。史料1には便宜上、官位ごとに行頭に㉑㉒以下の記号をつけておいた。またその後には、嘉永2年(1849)12月以降の官位補任状況を、関係文書を写しながら記録している。この記録から、補任のあり方が包括的に判明する。便宜上、文書ごとに㉑㉒以下の通し番号をつけた。また、その文書で補任される官位の㉑㉒などの記号を、通し番号の左下に記しておいた。史料には明治3年(1870)まで記してあるが、釈文は嘉永2年分のみを記載し、あとは省略した。

次に史料2・3には、薬師寺僧の昇進試験の意味を持っていた方広会・慈恩会の堅義について、江戸時代後期の請定の正文の釈文を示しておいた。

学侶と堂衆 先行研究をふまえて、史料1の㉑㉒以下の官位の概略を確認しておく^{1)・2)}(また「新黒双紙」³⁾参照)。薬師寺の寺僧集団は、大きく学侶と堂衆に分かれており、両者は昇進コースも異なっていた。学侶については、膺次により、下膺・中膺・上膺という区分が存在した。学侶は得度すると下膺となり、まず方広会堅義を執行する。年膺を重ねて慈恩会堅義を執行すると中膺となり、㉑大法師位を授けられる(第8函10号も参照)。中世には中膺の上位者が㉑少学頭になった。それから㉒得業に任じると上膺に属する。上膺でも、㉑㉒㉓は僧綱の職である。

一方、堂衆の職は㉔堂司～㉕諸進である。昇進の最高

位は、没後の贈位を除けば、㉑大法師止まりである。よって史料1に記されている官位は、㉑が両者重なるのを除けば、㉒以前が学侶、㉓以降が堂衆の官位となる。

学侶と堂衆の相違は、史料1の嘉永2年の補任手続きからも明瞭に読み取ることができる。この時、法印隆弁が隠居したことにもなう昇進があった(文書㉑の右側の記載参照)。その関係文書が㉑～㉒で、これらが学侶の補任である。また同時に、懷盛より昇進の希望があった(㉒右)。その関係文書が㉒～㉓で、これらが堂衆の補任である。さらに、㉔で堂衆に衣服の免許状が発給されている。そして、補任の日時を伝える回章も、学侶と堂衆は別々の文書(㉔㉕)で伝達されている。このように学侶と堂衆は官位も手続きも、明確に区別されていた。

官位と寺僧数 嘉永2年、学侶内部での昇進状況は次のようだった。㉑～㉒で法眼清基が㉑㉒の官位に昇進している。そして玉突き状に、㉒㉓法橋宥遍が㉒㉓に、㉓㉔得業増忍が㉓㉔に、㉔～㉕擬得業周範が㉔～㉕に、㉕大法師慈範が㉕に昇進した。ちなみに㉒㉓が見えないが、これは嘉永3年に増忍が補任されている。そして以上のような昇進は、史料1の後略部分を見ると、当時の一般的なあり方だったことがわかる。

このうち、㉒得業以上が上膺だから、清基～周範の4名が上膺にあたるはずである。しかし、周範がこの時補任された㉑～㉒のうち、㉑少学頭・㉒供目代は中世には中膺の役だったはずだ。

このような変化は、寺僧数の減少に起因している。戦国時代の薬師寺では、学侶が30名・堂衆が10名前後と指摘されている^{1)・2)}。一方、史料1の後略部分では、清基は法印叙任祝いの一献を寺僧にふるまっている。そこから当時の薬師寺僧の人数がわかるが、それによると、学侶は7名と隠居1名、堂衆は4名と隠居1名、承仕が2名にすぎない。江戸時代後期には寺僧数の減少が進み、人数に対して官位が多すぎる状況が生じている。史料1では、上膺の学侶4名で、14の官位についている(㉑～㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿に補任)。1名ができるだけ多くの役を兼帯せざるを得なかった状況を読み取れよう。

堂衆の補任 学侶と堂衆では、候補者選定手続きにも相違があった。史料1では、学侶の補任にみえる文書は補任状のみである(㉑～㉒)。一方で堂衆の場合は、まず堂衆が大十師簡定状を進上し(㉒～㉓)、それを学侶が衆



図18 供家慈恩会堅義者請定（史料3）の薬師寺印

議で審査して（㉔右）、改めて補任状を作成するのである（㉔～㉕）。つまり、まずは堂衆の内部で候補者を選定・推薦し、それを学侶が承認する形を取っていた。

堂衆がまず推薦する形は、古くまで遡るはずだ。鎌倉時代の「黒草紙」³⁾の冒頭部分には、弘安年間の補任関係文書の写が存在する。そこには、堂衆の役である維那職・□十師の補任に関して、それぞれ大十師簡定状・戒壇院大十師簡定言上状が収録されている。

ただし堂衆の推薦をうけた後は、史料1では通常の補任状を発給しているが、「黒草紙」では政所符を用いている。「黒草紙」の政所符は1通のみで、西塔の雷火を消火した勸賞として、堂衆の職である戒壇大十師職に補任するという、やや特殊な例である。しかし古くは、堂衆は政所符で補任されていた可能性を考慮すべきだろう。

堂別当法印権大僧都 また、史料1を通覧して気づくのが、①～⑤で㉔～㉕に補任された清基の特殊性である。他の者は大学頭御房で補任される（㉔㉕）のに対し、彼のみは金堂前で補任されている（㉔右）。また文書の差出者も、他はみな奥上に堂別当法印権大僧都が署判しているが、①～⑤の清基の補任状のみは、奥上は行事官毘羅大将という神名が記されている。これは、通常の署判者である堂別当法印権大僧都とは清基のことなので、清基の補任状には自らが署判できないためである（官毘羅大将は西瀬論文⁴⁾参照）。江戸時代後期には、堂別当が薬師寺のトップとしての実質を持っていたことがわかる。

一方、「黒草紙」等の中世史料では、奥上の署判者は別当であり、堂別当ではない（ただし「黒草紙」では堂別当の補任状のみ、奥上の署判が存在しない）。この点、薬師寺別当は中世以降は興福寺僧が補任され、薬師寺に止住しなくなる⁵⁾。別当署判の消滅は、別当が寺院運営にも関与しなくなったことを示すだろう。

薬師寺印 さらに、史料1の①②㉔には、文書の右端上に丸で囲んで「勅印」と記してある。また、史料1後略部分に所載の補任状・供家方広会堅義者請定にも同様の注記があるものがある。一方、幕末の補任状の正文（第5函95号・第11函77号など）や史料2・3には、右肩に円朱印「薬師寺印」1顆を捺してある（図18参照）。よって、この印が勅印と呼ばれた公的な印だったはずである。史料1に注記がないものも含め、補任状（①～⑤・㉔～㉕）・免許状（㉔）にはみな捺印されていたと思われる。

供家堅義者請定 前述のように、薬師寺の学侶は下臈・中臈昇進の際にはそれぞれ、方広会・慈恩会の堅義を執行した。その際に請定が発給されるが、その江戸時代後期の正文が史料2・3である。これも、鎌倉時代の慈恩会請定の写が「黒草紙」冒頭に存在する。「黒草紙」の例では、日下は史料2・3と同様に少学頭だが、奥上は別当・大学頭・鎮学頭が署判している。

これらの請定は、供家が発給する形式をとっている。供家とは奈良時代の大修多羅毘の後身であり、教学振興のための組織だった。「黒草紙」にみえる三学頭が、供家の役職だったことがわかる⁶⁾。史料2・3では、補任状などと同様、別当の署判は消滅する。ただし大学頭の署判は残っており、学頭が供家の役職だという性格が意識されているといえよう。

また史料2・3にも、円朱印「薬師寺印」が存在する。この点、佐藤泰弘は、平安時代の東寺には、正印・供家印（「東寺伝法」印）・造印（「造東寺印」）の3種類の印が存在したこと、東寺伝法供家が供家印を捺した文書を発給していたことを指摘している⁷⁾。薬師寺印を補任状や供家請定にいつから捺しているのか、印の由緒はそれぞれ古代にまでさかのぼるのか、興味をそそられる。

おわりに 薬師寺僧の官位補任方式は、古代以来、徐々に変化しながら江戸時代後期に至っているはずである。そして興福寺などの他寺でも、学侶・堂衆や供家などの集団が存在し、薬師寺と同様の文書を作成していた。よって官位補任をめぐる諸問題は、個別寺院にとどまらず、寺院史一般にも関わってくる。変化の具体相や他寺との比較はこれから追求したく思うので、とりあえずの基礎的事実をここに提示した次第である。（吉川 聡）

註

- 1) 福持昌之「薬師寺僧のライフコース」『帝塚山大学大学院人文科学研究科紀要』創刊号、2000。
- 2) 及川亘等「薬師寺『中下臈検断之引付』『上下公文所要録』関係用語集」『寺院・検断・徳政』山川出版社、2004。
- 3) 奈文研『黒草紙・新黒双紙（薬師寺所蔵）』2007。
- 4) 西瀬英紀「薬師寺修二会の存続基盤」『芸能史研究』76、1982。
- 5) 末柄豊「中世における薬師寺別当職の相承について」『寺院・検断・徳政』山川出版社、2004。
- 6) 堀裕「法会に刻まれた古代の記憶」『仏教史学研究』46-1、2003。
- 7) 佐藤泰弘「東大寺東南院と三論供家」『甲南大学紀要文学編』144、2006。

右、件法師常住伽藍年尚矣、心操相調、尤足諸進職之器、仍而大十師等簡定言上如件、

諸進大法師隆榮

嘉永二己酉年十二月十一日 日 呪師大法師隆榮

堂司大法師隆賢

御堂別當權大僧都

⑮大十師簡定 小十師之事

伝燈法師位懷盛

右、件法師常住伽藍年尚矣、心操相調、尤足小十師之器、依而大十師等簡定言上如件、

諸進大法師隆榮

嘉永二己酉年十二月九日

維那大法師隆榮

御堂別當權大僧都

⑮大十師簡定 十僧之事

伝燈法師位懷盛

右、件法師――言上如件、尤足十僧之器、依而――言上如件、

諸進大――

嘉永二己酉年十二月 日

維那大――

御堂別當權――

⑮大十師簡定 維那職之事

伝燈法師位懷盛

右、件法師常住伽藍年尚矣、心操相調、尤足維那之器、仍而大十師等簡定言上如件、

諸進大――

嘉永二己酉年十二月 日

維那同 人

御堂別當――

⑮大十師簡定 大法師位之事

伝燈法師位懷盛

右、件法師常住伽藍年尚矣、心操相調、尤

足大法師之器、仍而大十師等簡定言上如件、

諸進大――

嘉永二己酉年十二月 日 維那同 人

堂司大――

御堂別當權大僧都

右之通堂家今簡定被差出候二付、衆議右懷盛義明年新頭二付、明年右昇進先例二有之候得共、無人之折柄修正參籠之差支二相成候付、格別之沙汰を以當十一日於大學頭法

光院二令補任候事、

補任之扣左二

⑮補任 諸進職之事

伝燈法師位懷盛

右、件法師常住伽藍年尚矣、心操相調、尤足諸進職之器、依而任大十師等簡定所補任

如件、

嘉永二己酉年十二月十一日少学頭増忍

御堂別當法印權大僧都御書判

⑮補任 小十師之事

伝燈法師位懷盛

右、件法師常住伽藍年尚矣、心操相調、尤足小十師之器、依而任大十師等簡定所補任

如件、

嘉永二己酉年十二月十一日少学頭増忍

御堂別當權大僧都御書判

⑮補任 十僧之事

伝燈法師位懷盛

右、件法師常住伽藍年尚矣、心操相調、尤足十僧之器、依而任大十師等簡定所補任如

件、

嘉永二己酉年十二月十一日少学頭増忍

御堂別當權大僧都御書判

⑮補任 維那職之事

伝燈法師位懷盛

右、件法師常住伽藍年尚矣、心操相調、尤

伝燈法師位懷盛

右、件法師常住伽藍年尚矣、心操相調、尤足維那職之器、依而任大十師等簡定所補任

如件、

嘉永二己酉年十二月十一日少学頭増忍

御堂別當權――

⑮補任 大法師位之事

伝燈法師位懷盛

右、件法師常住伽藍年尚矣、心操相調、尤足大法師之器、仍而任大十師等簡定所補任

如件、

嘉永二己酉年十二月十一日少学頭増忍

御堂別當權――

⑮勅印 紫紋白并僧綿之事

免許 紫紋白并僧綿之事

堂司大法師隆賢

右、件僧常住伽藍、如法勤行年尚矣、殊頃年委心於大講堂再建、勤勞不少、況齡已垂耳順、仍以格別之趣許容之畢、不可為後例者也、所免許之狀如件、

嘉永二己酉年十二月十一日 少学頭増忍

御堂別當權大僧都御書判

一紫紋白免許 六拾穴 堂司隆賢

一僧綿免許 六拾穴 同 人

一堂衆龍藏院隆賢儀、為大講堂再建助成、去ル天保六未年今始メ於浪花野中造花頭陀修行無怠、衆人之婦依深、且金光明最勝王經を弘め、誦誦之功不少、已至弘化五申年七月、僅十四ヶ年之間二西妻再建成就畢、道德如法可為賞味、依之衆議之上紫紋白并二僧綿免許畢、不可致事、

以上補任式拾毫通、定之通官錢受取、年預所へ相納勘定帳江相記候事、

少学頭中

⑮勅印 紫紋白并僧綿之事

免許 紫紋白并僧綿之事

堂司大法師隆賢

右、件僧常住伽藍、如法勤行年尚矣、殊頃年委心於大講堂再建、勤勞不少、況齡已垂耳順、仍以格別之趣許容之畢、不可為後例者也、所免許之狀如件、

嘉永二己酉年十二月十一日 少学頭増忍

御堂別當權大僧都御書判

⑮明十一日辰之具定、於大學頭御房官位昇進可給間、參入可有之候、以上、

十二月十日 少学頭

權律師宥通奉

得業増忍同

擬得業周範同

大法師慈範同

右使堂童子赤裝束二而參ル、

⑮明十一日辰之具定、於大學頭御坊官位昇進可給候間、參入可有之候、以上、

十二月十日 少学頭

堂司隆賢奉

法師懷盛同右使堂童子赤裝束也、

(後略)

2供家方広会堅義者請定 ○第五函九四号

○右端上に單廓円朱印「葉師／寺印」あり

供家

伝燈法師位増忍

右、請定方広会今年堅義者如件、

天保五甲午年十一月十二日少学頭清基

大學頭權少僧都(花押)

3供家慈恩会堅義者請定 ○第一三函二〇三号

○懸紙あり。本紙右端上に單廓円朱印「葉師／寺印」あり(図18参照)

「供家」

供家

伝燈法師位長叡

右、請定慈恩会今年堅義者如件、

文化十二年四月 日少学頭隆弁

大學頭權少僧都(花押)

大學頭權少僧都(花押)

大學頭權少僧都(花押)

大學頭權少僧都(花押)

凡例

・説明の便宜上、行頭に①・②などの記号をつけた。
・適宜、読点をつけた。また釈文の範囲を示す場合は「」でくくった。
・校訂に関する註のうち、本文に置き換わるべき文字を含むものは「」で、それ以外の註は（ ）でくくった。説明註は文頭に○を付けた。
・墨抹は、文字の左傍にさをつけた。

1 官位昇進之記

○第一一函一二号 部分

〔表紙〕弘化五戊申歳正月ヨリ
官位昇進之記

五師中

官錢之定

- ① 権大僧都 本錢五百文 当錢百文
- ② 大五師 本錢三百文 当錢六拾文
- ③ 大学頭 本錢三百文 当錢六拾文
- ④ 堂別当 本錢五百文 当錢百文
- ⑤ 法印 本錢五百文 当錢百文
- ⑥ 鎮学頭 本錢三百文 当錢六拾文
- ⑦ 権少僧都 本錢三百文 当錢六拾文
- ⑧ 権律師 本錢三百文 当錢六拾文
- ⑨ 読師 本錢三百文 当錢六拾文
- ⑩ 大行事 本錢三百文 当錢六拾文
- ⑪ 擬講 本錢三百文 当錢六拾文
- ⑫ 少学頭 本錢三百文 当錢六拾文
- ⑬ 供目代 本錢三百文 当錢六拾文
- ⑭ 得業 本錢五百文 当錢百文
- ⑮ 五師 本錢三百文 当錢六拾文
- ⑯ 五僧 本錢三百文 当錢六拾文
- ⑰ 大法師 本錢三百文 当錢六拾文
- ⑱ 擬得業 本錢三百文 当錢六拾文
- ⑲ 堂司 本錢五百文 当錢百文

- ① 大十師 本錢貳百文 当錢四拾文
- ② 呪師 本錢貳百文 当錢四拾文
- ③ 十僧 本錢貳百文 当錢四拾文
- ④ 小十師 本錢貳百文 当錢四拾文
- ⑤ 小十師 本錢貳百文 当錢四拾文
- ⑥ 維那 本錢貳百文 当錢四拾文
- ⑦ 諸進 本錢貳百文 当錢四拾文
- 右諸昇進官錢之儀、中古積錢ニ致シ宝藏に納メ、任官手当と相定有之候処、其後相止リ、近來少学頭預リニ相成候得共、去ル弘化三丙午年八月衆議之上、年預所江相納平生之勘定帳ニ相記シ公物所用ニ可致一決、向後相守可申候事、
嘉永二己酉年十二月九日 少学頭中
嘉永二酉年十二月六日法印隆弁老衰に付、隠居被相願許容有之候、依之同月十一日官位昇進之体左之通、
① 勅印 堂別当職之事
補任 法眼和尚位清基
右以仁所補任彼職之狀如件、
嘉永二己酉年十二月十一日少学頭増忍 大行事宮毘羅大將
② 勅印 大五師職之事
補任 法眼和尚位清基
右以仁所補任之狀如件、
嘉永二己酉年十二月十一日少学頭増忍 大行事宮毘羅大將
③ 補任 法眼和尚位清基
補任 大学頭職之事
右以仁所補任彼職之狀如件、
嘉永二己酉年十二月十一日少学頭増忍 大行事宮毘羅大將
④ 補任 法印之事
法眼和尚位清基
右以仁所任叙彼位之狀如件、
嘉永二己酉年十二月十一日少学頭増忍 大行事宮毘羅大將
⑤ 補任 権大僧都之事
法眼和尚位清基
右以仁所任叙彼官之狀如件、
嘉永二己酉年十二月十一日少学頭増忍 大行事宮毘羅大將
⑥ 補任法眼権少僧都之事
法橋上人位有遍 一法橋有遍病氣中ニ付附弟勝遍名代ニ而相請候事、
右以仁所補任彼官位之狀如件、
嘉永二己酉年十二月十一日少学頭増忍 堂別当法印権大僧都書判
⑦ 補任 鎮学頭職之事
法橋上人位有遍
右以仁所補任彼職之狀如件、
嘉永二己酉年十二月十一日少学頭増忍 堂別当権大僧都書判
⑧ 補任 擬講之事
得業増忍
右以仁所補任之狀如件、
嘉永二己酉年十二月十一日少学頭増忍 堂別当法印権大僧都御書判
⑨ 補任 読師職之事
得業増忍
右以仁所補任彼職之狀如件、
嘉永二己酉年十二月十一日少学頭増忍 堂別当法印権大僧都御書判
⑩ 補任 得業之事
擬得業周範
右以仁所補任之狀如件、
嘉永二己酉年十二月十一日少学頭増忍 堂別当法印権大僧都御書判
⑪ 補任 五師職之事
右以仁所補任彼職之狀如件、
嘉永二己酉年十二月十一日少学頭増忍 堂別当法印権大僧都御書判
⑫ 補任 五僧職之事
擬得業周範
右以仁所補任之狀如件、
嘉永二己酉年十二月十一日少学頭増忍 堂別当権大僧都御書判
⑬ 補任 少学頭職之事
擬得業周範
右以仁所補任彼職之狀如件、
嘉永二己酉年十二月十一日少学頭増忍 堂別当権大僧都御書判
⑭ 補任 供目代職之事
擬得業周範
右以仁所補任彼職之狀如件、
嘉永二己酉年十二月十一日少学頭増忍 堂別当権大僧都御書判
⑮ 補任 擬得業之事
大法師慈範
右以仁所補任之狀如件、
嘉永二己酉年十二月十一日少学頭増忍 堂別当法印権大僧都御書判
⑯ 補任 上生院附弟教恵房懷盛昇進いたし度旨ニ付、簡定被差出候、文言左之通、
⑰ 大十師簡定 諸進職之事
伝燈法師位懷盛